

公益財団法人いわて産業振興センター経営安定化基金運用規程

平成27年12月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が、経営基盤の強化を図るために設置している経営安定化基金（以下「基金」という。）の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(基金運用収入の使途)

第2条 基金の運用益から生じる収入は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第13条第2項第3号に規定する管理運営費用額に充てるものとする。

(基金の運用条件等)

第3条 基金は、他の資産と区別しなければならない。

2 基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

3 基金は、確実な方法で運用しなければならない。

4 当該基金に係る経理は、他の経理と区分するとともに、収支の事実を明確にした関係書類を整理し、かつ当該事業が完了した日の属する年度の終了後、5年間関係書類を保存しなければならない。

5 剰余金が生じたときは、翌年度の当該活動に係る運用財産に繰り越すものとし、基金に繰り入れる際には理事会の議決を経るものとする。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(公開)

第5条 この規程は、センターホームページにより公表する。

(改正手続き)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。（平成27年12月18日 理事会議決）